

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三五
 - 保安林の指定実施要件を変更する予定である件 三五
 - 道路の区域を変更する件 三五
 - 道路の供用を開始する件二件 三五
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三五
- 公告
 - 一般競争入札を行う件 三五

告 示

福島県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市李平字万助二から八まで、字蛇鳴沢一、字井戸尻一の一、一のイ、二、三
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。

平成三十年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町宮川字川西山七七二の一、二、山都町蓬菜字槻ノ木平二八〇三の二、字小杉沢二八五二の四、字香掛峠五三八四の一、字高土五四〇七の一〇五
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

		県道豊間四倉線	
		変更前	変更後
A	八・二ノ 二一・七	一、二四四・七	いわき市四倉町下仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで いわき市四倉町下仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで
B	九・九ノ 一〇五・七	一、一八六・二	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで いわき市四倉町上仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで
C	六・五ノ 六・五	二五四・七	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで いわき市四倉町上仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで
D	六・五ノ 六・五	九八・二	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで いわき市四倉町上仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで

地先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで いわき市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先から 同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで	E 六・五ノ 六・五	一六二・六
---	------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五百三十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年六月十九日
 福島県知事 内堀雅雄

県道浪江鹿島線	供用開始の区間 南相馬市原町区上高平字一ノ坪二 五八番地先から 同 市原町区上北高平字植松三 一三番六地先まで	供用開始の期日 平成三〇年六月二二日
---------	---	-----------------------

(道路計画課)

福島県告示第五百三十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年六月十九日
 福島県知事 内堀雅雄

県道豊間四倉線	供用開始の区間 いわき市四倉町上仁井田字東山一	供用開始の期日 平成三〇年六月一九日
---------	----------------------------	-----------------------

三四番二八地先から
同 市四倉町上仁井田字東山一
三四番七地先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成三十年六月十九日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀 雅 雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
北ヶ作沢	伊達郡川俣町飯坂字北ヶ作	土石流	次の図のとおり
滝沢	同 郡同 町飯坂字滝沢	土石流	
柳ヶ作沢三号	同 郡同 町飯坂字六枚	土石流	
大沢	同 郡同 町飯坂字大沢	土石流	
合ノ内沢	同 郡同 町飯坂字合ノ内	土石流	
前中居沢	同 郡同 町飯坂字前中居	土石流	
下成栗沢	同 郡同 町飯坂字下成栗	土石流	
大梨子沢一 号	同 郡同 町飯坂字大梨子	土石流	
大梨子沢三 号	同 郡同 町飯坂字大梨子	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
和久平沢	同 郡同 町飯坂字和久平	土石流	次の図のとおり
小滝沢一号	同 郡同 町飯坂字小滝	土石流	
小滝沢五号	同 郡同 町飯坂字小滝	土石流	
中追戸沢一 号	同 郡同 町飯坂字中追戸	土石流	
梅ノ口沢	同 郡同 町小綱木字梅ノ口	土石流	
関場沢	同 郡同 町小綱木字関場	土石流	
上関場沢	同 郡同 町小綱木字上関場	土石流	
向瀬上沢	同 郡同 町小綱木字向瀬上	土石流	
若松沢	同 郡同 町小綱木字手ノ岡	土石流	
野馬畑沢一 号	同 郡同 町小綱木字沢	土石流	
上羽金沢	同 郡同 町小綱木字上羽金	土石流	
マミガ沢	同 郡同 町小綱木字マミガ沢	土石流	
笹峠沢二号	同 郡同 町小綱木字笹峠	土石流	
北ヶ作沢	伊達郡川俣町飯坂字北ヶ作	土石流	
滝沢	同 郡同 町飯坂字滝沢	土石流	

大沢	同 郡同 町飯坂字大沢	土石流
前中居沢	同 郡同 町飯坂字前中居	土石流
下成栗沢	同 郡同 町飯坂字下成栗	土石流
大梨子沢一 号	同 郡同 町飯坂字大梨子	土石流
大梨子沢三 号	同 郡同 町飯坂字大梨子	土石流
和久平沢	同 郡同 町飯坂字和久平	土石流
小滝沢一号	同 郡同 町飯坂字小滝	土石流
小滝沢五号	同 郡同 町飯坂字小滝	土石流
中追戸沢一 号	同 郡同 町飯坂字中追戸	土石流
梅ノ口沢	同 郡同 町小綱木字梅ノ口	土石流
関場沢	同 郡同 町小綱木字関場	土石流
上関場沢	同 郡同 町小綱木字上関場	土石流
向瀬上沢	同 郡同 町小綱木字向瀬上	土石流
野馬畑沢一 号	同 郡同 町小綱木字沢	土石流
笹峠沢二 号	同 郡同 町小綱木字笹峠	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公
告

公告第143号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ホールボディカウンタ 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島県福島市光が丘1番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月11日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年6月19日（火）から同年7月11日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年6月25日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年6月25日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年7月31日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月30日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Whole Body Counter 1Set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 31 July 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 30 July 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)